

障害について学びましょう

障害者基本法では障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」を定めている。

ここには主に知的障害や精神障害を抱える方が暮らしています。

○知的障害

発達期（おおむね18歳）までに生じた知的機能の障害によって、知的能力と社会生活への適応機能が遅れた水準にとどまり、日常生活において困難を抱えている状態をいいます。

知的障害と似た困りごとを抱える障害について

○発達障害

生まれつきの脳機能の偏りにより様々な特性が生じる障害のことです。特性と周囲との環境とのミスマッチにより日常生活や社会生活での困りごとが現れると言われています。

○ASD（自閉症[※]、外[※]症）

「対人関係や社会的なやり取りの障害」「こだわり行動」がある発達障害です。あいまいな表現の理解や相手の立場に立って考えることが苦手と言われています。

○精神障害

発祥の原因はよくわかっていないが100人に1人弱かかる比較的一般的な病気。「幻覚」「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として現れることが知られています。

意欲低下、認知や行動の障害もあり、考えがまとまりづらかったり、相手の話の内容がつかめずうまく周囲と合わせることができないこともあります。

統合失調症や気分障害、依存症、高次脳機能障害などがあります。